

### 3)「工業用水法」に基づく指定地域

調査区域は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく指定地域には該当しないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 63 条に基づく水量測定器設置義務区域に該当する。

水量測定器設置義務区域では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル（ふたつ以上ある場合はその断面積の合計）を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置して地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告することとなっている。

### 4)「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

調査区域は、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和 60 年 4 月 26 日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定、平成 7 年 9 月 5 日改正）の対象地域に含まれていない。

### 5)「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定している。

調査区域においては、重要湿地は存在しない。

### 6)「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）を選定している。

調査区域においては、重要里山里地は存在しない。

### 7)地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）に基づく「愛知県自然環境保全地域」及び「生息地等保護区」は存在しない。

### 8)「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく「農業振興地域」の指定状況は、表 4.2-73 に示すとおりである。

また、「農用地区域」の指定状況は、前掲の図 4.2-7 に示すとおりである。

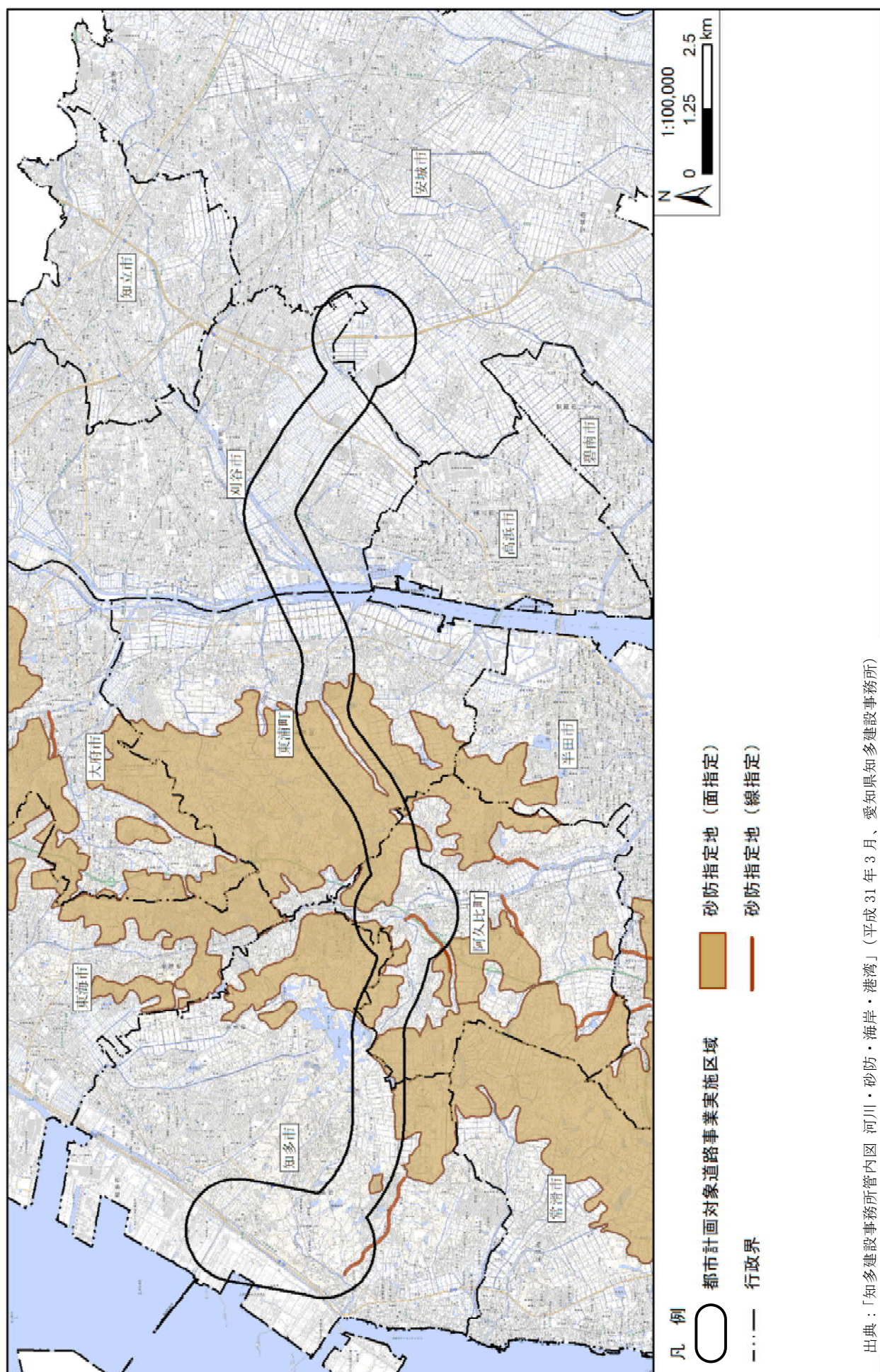
表 4.2-73 農業振興地域の状況

| 指定予定地域名         | 指定予定地域の範囲            | 指定予定地域の規模                      |
|-----------------|----------------------|--------------------------------|
| 知多地域<br>(知多市)   | 知多市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 2,426ha<br>(農用地面積 1,228ha) |
| 常滑地域<br>(常滑市)   | 常滑市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 3,603ha<br>(農用地面積 1,500ha) |
| 阿久比地域<br>(阿久比町) | 阿久比町のうち、市街化区域等を除いた区域 | 総面積 1,867ha<br>(農用地面積 906ha)   |
| 東海地域<br>(東海市)   | 東海市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 1,131ha<br>(農用地面積 562ha)   |
| 大府地域<br>(大府市)   | 大府市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 2,028ha<br>(農用地面積 850ha)   |
| 東浦地域<br>(東浦町)   | 東浦町のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 2,191ha<br>(農用地面積 933ha)   |
| 半田地域<br>(半田市)   | 半田市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 1,820ha<br>(農用地面積 852ha)   |
| 高浜地域<br>(高浜市)   | 高浜市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 218ha<br>(農用地面積 162ha)     |
| 刈谷地域<br>(刈谷市)   | 刈谷市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 2,554ha<br>(農用地面積 1,382ha) |
| 知立地域<br>(知立市)   | 知立市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 525ha<br>(農用地面積 332ha)     |
| 碧南地域<br>(碧南市)   | 碧南市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 1,469ha<br>(農用地面積 795ha)   |
| 安城地域<br>(安城市)   | 安城市のうち、市街化区域等を除いた区域  | 総面積 6,443ha<br>(農用地面積 3,461ha) |

出典：「愛知県農業振興地域整備基本方針」（令和3年12月、愛知県）

#### 9)「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地が存在する。調査区域における砂防指定地の位置は図 4.2-40 に示すとおりである。主に調査区域の西側地域に砂防指定地が分布しており、河川周辺や佐布里池周辺に広く分布している。また、事業実施区域内についても砂防指定地が存在する。なお、衣浦湾より東側地域では、砂防指定地は存在しない。



**10)「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域**

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条の規定に基づき指定された地すべり防止区域は存在しない。

**11)「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域**

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在する。

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図 4.2-41 に示すとおりである。事業実施区域においては、知多市沿岸部付近に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。



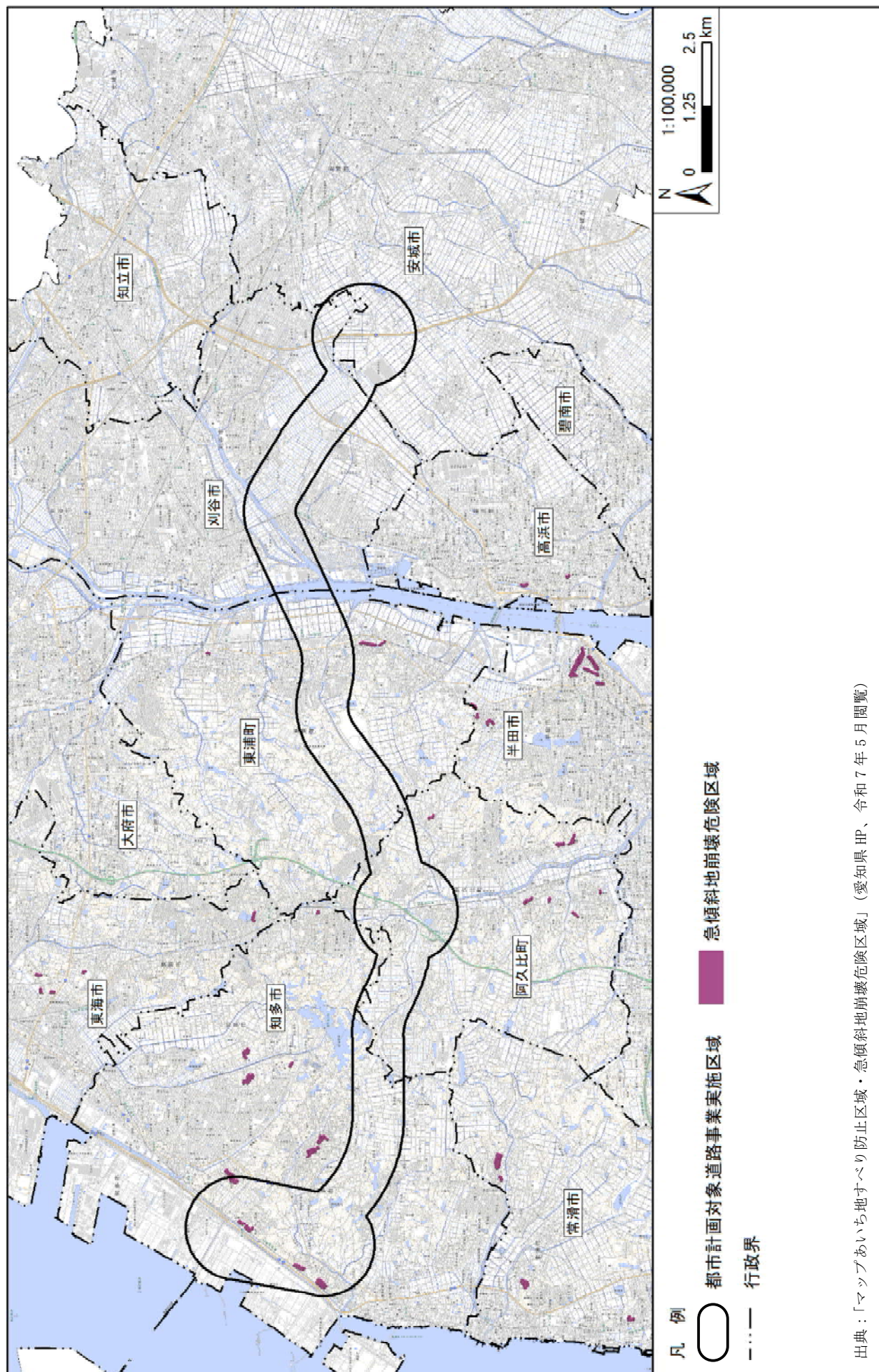


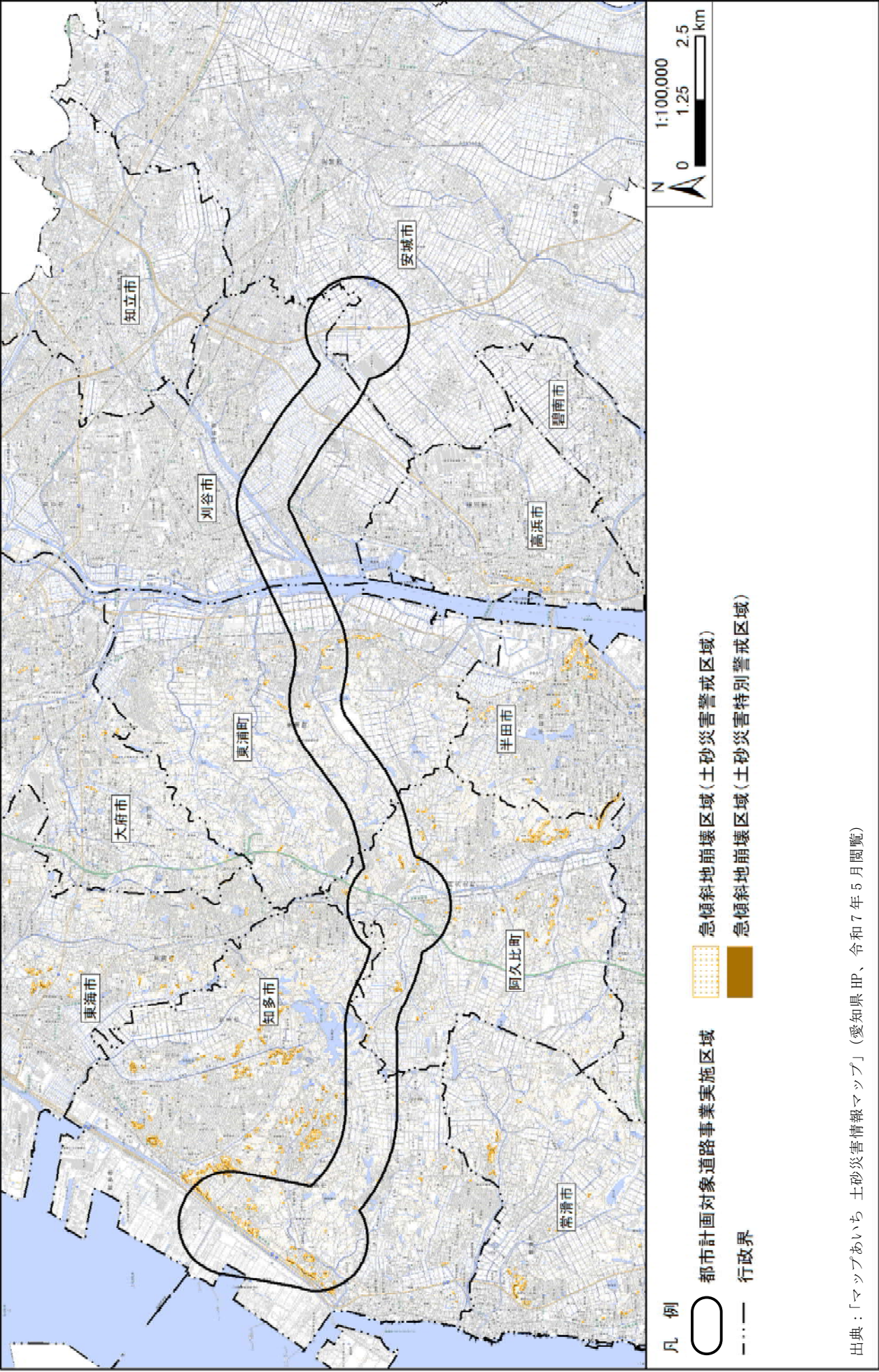
図 4.2-41 急傾斜地崩壊危険区域位置図

12) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された  
土砂災害警戒区域

調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」  
(平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 69 号) 第 7 条に基  
づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項により指定された土砂災害特別警戒  
区域が存在する。

調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置を図 4.2-42 に示す。  
事業実施区域においては、西側沿岸部におけるグリーンベルト周辺等に土砂災害警戒区域  
(急傾斜地の崩壊) が存在する。





出典：「マップあいち 土砂災害情報マップ」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

図 4.2-42 土砂災害警戒区域(急傾斜の崩壊) 位置図



#### 4.2.10 その他の状況

##### (1) 温室効果ガス等の状況

愛知県の温室効果ガス総排出量は、表 4.2-74 に示すとおりである。

愛知県では、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030 年度までに県内の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 46%削減するという目標を掲げている。また、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」(2022 年 12 月、愛知県)を策定し、地球温暖化対策の推進に関する計画を進めている。

なお、愛知県における温室効果ガス排出量は森林吸収量も見込んで 70,097 千 t-CO<sub>2</sub> となっており、基準年度である 2013 年度と比較して 14.9%削減している。

表 4.2-74 愛知県内の温室効果ガス総排出量の推移

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

| 部門等                      |               | 年度     | 2013   | 2014   | 2015   | 2016   | 2017   | 2018   | 2019   | 2020   | 2021   | 2022   | 2022<br>年度対<br>2013 年<br>度比 |
|--------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| CO <sub>2</sub><br>注 1   | 産業部門          | 40,153 | 39,827 | 39,512 | 40,198 | 40,880 | 40,395 | 37,628 | 34,882 | 34,816 | 33,938 | ▲15.5% |                             |
|                          | 業務部門          | 12,072 | 11,336 | 10,881 | 9,829  | 9,688  | 9,811  | 9,144  | 8,431  | 8,407  | 9,058  | ▲25.0% |                             |
|                          | 家庭部門          | 8,584  | 8,000  | 7,376  | 7,463  | 7,569  | 6,893  | 6,577  | 6,388  | 6,271  | 6,687  | ▲22.1% |                             |
|                          | 運輸部門          | 13,327 | 12,941 | 13,387 | 13,400 | 13,541 | 13,308 | 13,344 | 11,330 | 11,643 | 12,188 | ▲8.5%  |                             |
|                          | エネルギー<br>転換部門 | 2,435  | 2,341  | 2,303  | 2,364  | 2,337  | 2,270  | 2,183  | 1,989  | 2,265  | 2,325  | ▲4.5%  |                             |
| 非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> |               | 2,225  | 2,186  | 2,163  | 2,216  | 2,336  | 2,451  | 2,306  | 2,257  | 2,192  | 2,109  | ▲5.2%  |                             |
| メタン                      |               | 450    | 429    | 424    | 407    | 406    | 462    | 430    | 431    | 428    | 412    | ▲8.5%  |                             |
| 一酸化二窒素注 2                |               | 978    | 939    | 913    | 910    | 919    | 916    | 871    | 819    | 866    | 905    | ▲7.5%  |                             |
| 代替フロン等 4 ガス              |               | 2,159  | 2,380  | 2,540  | 2,863  | 2,923  | 3,025  | 3,196  | 3,159  | 3,326  | 2,874  | +33.1% |                             |
| 総排出量                     |               | 82,384 | 80,379 | 79,499 | 79,647 | 80,600 | 79,530 | 75,679 | 69,686 | 70,215 | 70,495 | ▲14.4% |                             |
| 森林吸収量                    |               | —      | ▲436   | ▲437   | ▲414   | ▲415   | ▲409   | ▲373   | ▲352   | ▲371   | ▲398   | —      |                             |
| 総排出量<br>(森林吸収量控除後)       |               | 82,384 | 79,943 | 79,062 | 79,233 | 80,185 | 79,120 | 75,306 | 69,334 | 69,844 | 70,097 | ▲14.9% |                             |

注1) 電力の CO<sub>2</sub>排出係数は調整後排出係数により算出。

注2) 代替フロン等 4 ガスは、HFC<sub>s</sub>、PFC<sub>s</sub>、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の合計。また、2012年度までは、HFC<sub>s</sub>、PFC<sub>s</sub>、SF<sub>6</sub>の3ガスの合計であり、1990年度の排出量は1995年度の排出量で代用した。

注3) 四捨五入により総排出量とその内訳が一致しない場合がある。

出典：「2022年度温室効果ガス総排出量について」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）